

平成 25 年 5 月 27 日

報道機関 各位

総務部 職員課長

### 職員給与費の改定について

このたび、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体にも国に準じて必要な措置を講じるよう国から要請があったことに対しまして、本市としましては、地方固有の財源である地方交付税を給与引下げの要請手段として用いた国のやり方について憤りを感じているところではありますが、その影響を市民サービスの低下に転嫁することはできないため、概ね国に準じた給与の削減を下記のとおり実施することといたしました。

### 記

- 実施期間 平成25年7月1日～平成26年3月31日（9ヶ月）
- 対象職員 常勤の特別職と常勤の一般職員
- 削減額 

特別職	4,956（千円）
一般職員	652,362（千円）
合計	<u>657,318（千円）</u>
- 削減率 

常勤の特別職の給料月額	一律10%
常勤の一般職員の給料月額	
9級から7級の職員（理事、副理事、一部の参事）	9.77%
6級から3級の職員（参事、副参事、主幹、副主幹、主査）	7.77%
2級から1級の職員（主事）	4.77%
地域手当、時間外手当、夜間手当	4.77%～9.77%
（給料月額同様、給料の階級に応じた減額率）	
管理職手当	一律10%

※なお、期末・勤勉手当については、地域経済への影響を配慮し減額の対象から外しました。